

## 身元保証人とは（４）

前回に引きつづき、身元保証人に関する二つ目の事例をお伝えしたいと思います。

多くの有料老人ホームの場合、契約書には施設側が入居者に退去を申し入れる（入居契約を施設側から解除する）要件の一つとして、他の入居者への迷惑行為が挙げられています。



ただ、老人ホームとは高齢者が安心して過ごすための住まいであり、誰もが若い頃よりも認知症やその一歩手前の軽度認知障害、その更に手前の物忘れや思い込みなどの症状が出現する可能性が高くなりますから、入居者同士、そういう症状が出始めている方々の悪意のない行動に対しては、ある程度、寛容であることが求められていると考えられます。

ところが、こんなことがありました。95歳で未だ介護保険を利用していない男性Bさんが入居している施設は、原則として自立した生活ができる人の入居者を想定しており、外部からの訪問介護を利用できる範囲であれば、介護が必要になっても入居を継続できるところです。Bさんは短期記憶に問題があり、自分に都合よく記憶が変換され固定されてしまうという症状が見られますが、自分自身の主張をしっかりお持ちで、その主張を文章にすることが得意です。

Bさんは、施設の職員に対して勘違いによる不満を持っており、そのことへの共感を得る目的で、同じ階に居住する女性入居者Cさんの郵便受けに、お手紙を投函しました。

Cさんは、ご近所さんとはいえ普段は交流のない入居者から、郵便受けに手紙を投函されたことに対し、不気味に感じて施設のフロントに苦情を言いに行きました。それを受けて、施設側はAさんに注意をしました。Aさんはすぐに納得して「もう手紙は出さない」と約束したのですが、その約束を忘れてしまい、悪気なく翌日にもう一度、Cさんの郵便受けにお手紙を入れてしまったのです。

この2回のお手紙の投函が、「他の入居者に対する迷惑行為」と施設側に断定され、身元保証人に対して施設側が退去を求めてきたのです。

こういうとき、身元保証人はどんな行動を取るべきでしょうか。施設側は、入居者の身元を保証する役割を持つ人なのだから、退去勧告に対して迅速に次の施設に転居する手続きを進めてほしいと思っていたのでしよう。

しかし身元保証人は、入居者を守る立場でもあるべきです。Aさんが「妻との思い出のこの施設に住みつづけたい」という意思をはっきりと示しており、今度こそ事の重大さに気づき、もう二度とCさんに手紙を投函しないと約束しているのならば、この「手紙の投函」という行為だけをもって、Aさんから、人間が生きていく上での重大な要素である衣・食・住の一つである「住まい」を取り上げようとする施設側の要求に対して、断固として抗議をし、Aさんの残存能力と尊厳を尊重して差し上げるべきではないでしょうか。

身元保証人というのは、こんな役割を求められることもあるのです。 つづく